

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(土曜)に当るときは、翌日の翌日)

目次

- ◇ 告 示
 - 昭和四十四年十二月十二日専決処分をした昭和四十四年度鳥取県一般会計補正予算
 - 昭和四十五年一月十三日専決処分をした昭和四十四年度鳥取県一般会計補正予算
 - 昭和四十五年二月定例県議会で議決された昭和四十四年度鳥取県一般会計補正予算等

告 示

鳥取県告示第三百四十八号

昭和四十四年十二月十二日専決処分をした昭和四十四年度鳥取県一般会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十五年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和44年度鳥取県一般会計補正予算

昭和44年度鳥取県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53,976千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,638,376千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
7 国庫支出金		12,042,241	53,976	12,096,217
	3 雑 記 金	115,865	53,976	169,841
歳 入 合 計		36,584,400	53,976	36,638,376

歳 出

款	項	補正前の額 千円		補 正 額 千円	計 千円
		費	費		
2 総務費		1,819,809	53,976	53,976	1,873,785
	5 選挙費	7,797	53,976		61,773
歳 出 合 計		36,584,400	53,976	36,638,376	

鳥取県告示第三百四十九号

昭和四十五年一月十三日専決処分をした昭和四十四年度鳥取県一般会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十五年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和44年度鳥取県一般会計補正予算

昭和44年度鳥取県的一般会計補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,784千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,657,160千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3	地方交付税	千円	千円	千円
		13,285,712	10,519	13,296,231
7	国庫支出金	千円	千円	千円
		12,096,217	8,265	12,104,482
歳 入	合 計	千円	千円	千円
		4,325,511	8,265	4,333,776
合 計		36,638,376	18,784	36,657,160

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
11	災害復旧費	千円	千円	千円
		224,445	18,784	243,229
歳 出	合 計	千円	千円	千円
		47,463	18,784	66,247
合 計		36,638,376	18,784	36,657,160

鳥取県告示第三百五十号

昭和四十五年二月定例県議会で三月十八日議決された昭和四十四年度鳥取県一般会計補正予算、昭和四十四年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算、昭和四十四年度鳥取県立大山観光会館事業特別会計補正予算、昭和四十四年度鳥取県管境港水産施設事業特別会計補正予算、昭和四十四年度鳥取県管境三朝高原道路事業特別会計補正予算、昭和四十四年度鳥取県管境工業用水道事業会計補正予算、昭和四十四年度鳥取県管境理立事業会計補正予算及び昭和四十四年度鳥取県管境病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十五年五月十五日

鳥取県知事 中 谷 二 郎

昭和44年度鳥取県一般会計補正予算

昭和44年度鳥取県的一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,367,655千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,024,815千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。



(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 県 税	1 県 民 税	4,860,512	445,182	5,305,694
	2 事 業 税	738,047	149,674	881,721
	3 不動産取得税	1,364,104	118,852	1,482,956
	4 県たばこ税	185,573	20,309	205,882
	5 酒類消費税率	351,185	21,388	372,568
	6 燃料消費税率	60,191	2,850	63,041
	7 自動車税	653,914	55,431	709,345
	8 鉱 区 税	518,461	53,294	571,755
	9 狩猟免許税	4,227	△ 11	4,216
	10 固定資産税	3,613	49	3,662
	11 自動車取得税	17,617	△ 1	17,616
	12 軽油引取税	299,446	19,234	318,680
	13 入 猟 税	660,991	10,019	671,010
2 地方譲与税	地方譲与税	943,220	874,782	946,962
	道 路 税	3,143	99	3,242
		874,782	2,380	877,162

3 地方交付税	2 石油ガス税	68,438	1,362	69,800
	1 地方交付税	13,296,231	818,061	14,114,292
5 分担金及び負債担金	2 負債担金	558,019	△15,874	542,145
	1 使用料	322,521	△15,874	306,647
6 使用料及び手数料	2 使用料	567,788	3,387	571,175
	1 手数料	378,901	4,547	383,448
7 国庫支出金	2 手数料	188,887	△ 1,160	187,727
	1 国庫負担金	12,104,482	56,144	12,160,626
8 財産収入	2 国庫補助金	4,339,776	85,852	4,419,628
	3 委託金	7,600,865	△33,084	7,567,781
	1 財産売却収入	169,841	3,376	173,217
9 寄附金	2 財産売却収入	349,514	22,612	372,126
	1 寄附金	317,659	22,612	340,271
10 繰入金	2 寄附金	82,442	21,006	103,448
	1 特別会計金	82,442	21,006	103,448
12 諸収入	5 特別会計金	6,877	1,015	7,892
	5 受託事業収入	6,877	1,015	7,892
13 県債	7 雑収入	2,804,611	13,380	2,817,991
	1 県債	166,613	1,900	168,513
歳入合計	7 雑収入	78,207	11,480	89,687
	1 県債	595,000	△ 1,000	594,000
		595,000	△ 1,000	594,000
		36,657,160	1,367,655	38,024,815

歳 出		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
1 議 会 費	1 議 会 費	152,495	1,090	153,585
2 總 務 費	1 總 務 管 理 費	1,207,987	149,154	1,357,141
	2 企 画 費	86,214	2,376	88,590
	3 徵 稅 費	311,450	3,042	314,492
	4 市 町 村 振 興 費	53,575	1,244	54,819
	5 選 挙 費	61,773	92	61,865
	6 防 災 費	18,487	156	18,646
	7 統 計 調 査 費	84,900	1,037	85,937
	8 人 事 委 員 會 費	25,148	415	25,563
	9 監 査 委 員 會 費	24,251	△ 5	24,246
3 民 生 費		1,978,035	32,276	2,010,311
	1 社 会 福 祉 費	568,735	27,507	596,242
	2 児 童 福 祉 費	664,128	5,638	669,766
	3 生 活 保 護 費	742,360	△ 869	741,491
4 衛 生 費		1,409,850	△ 119,634	1,529,484
	1 公 衆 衛 生 費	610,888	41,032	651,920
	2 環 境 衛 生 費	39,187	84	39,271
	3 保 健 所 費	412,066	10,779	422,845
	4 医 薬 費	347,709	67,739	415,448

5 勞 働 費	1 勞 政 費	282,045	8,353	290,398
	2 職 業 訓 練 費	57,155	698	57,853
	3 失 業 対 策 費	94,445	1,578	96,023
	4 勞 働 委 員 會 費	107,310	5,342	112,652
6 農 林 水 産 業 費		23,135	735	23,870
	1 農 業 費	6,295,702	142,539	6,438,241
	2 畜 産 業 費	2,391,341	101,880	2,493,221
	3 農 地 費	467,405	4,278	471,683
	4 林 業 費	1,652,032	△ 3,295	1,648,737
7 商 工 費	5 水 産 業 費	1,306,122	36,356	1,342,478
		478,802	3,320	482,122
	1 商 業 費	2,542,473	2,386	2,544,859
	2 工 鉱 業 費	1,034,843	△ 746	1,034,097
	3 観 光 費	1,427,355	2,036	1,429,391
8 土 木 費		80,275	1,096	81,371
	1 土 木 管 理 費	8,317,735	218,909	8,536,644
	2 道 路 橋 小 揚 子 費	248,209	295,619	543,828
	3 河 川 海 岸 費	4,450,891	18,489	4,469,380
	4 港 灣 費	2,179,733	5,852	2,185,585
	5 都 市 計 画 費	383,658	△ 1,266	382,392
9 警 察 費	6 住 宅 費	650,934	△ 102,785	548,149
	1 警 察 管 理 費	404,310	3,000	407,310
		1,645,348	33,950	1,679,288
		1,493,976	33,950	1,527,926

10 教育費	1 教育総務費	10,082,049	643,762	10,725,811
	2 小学校費	652,942	5,784	658,726
	3 中学校費	3,714,036	73,660	3,787,696
	4 高等学校費	2,121,687	38,531	2,160,218
	5 特殊学校費	3,063,376	331,474	3,394,850
	6 社会教育費	300,942	△ 3,967	296,975
	7 保健体育費	156,106	199,510	355,616
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	249,229	2,830	246,059
	2 農林水産施設災害復旧費	66,247	4,896	71,143
	3 土木施設災害復旧費	176,982	△ 2,066	174,916
13 諸支出金	1 公営企業金	542,130	4,412	546,542
	2 自動車取得税金	323,825	△ 78,736	244,089
	3 交付金	213,932	6,483	220,415
	4 他会計繰出金	0	77,665	77,665
歳出	合計	36,657,160	1,367,655	38,024,815

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	特別養護老人施設整備費	千円 36,156
		精神薄弱者授産施設整備費	44,331
	2 児童福祉費	精神薄弱児施設整備費	25,089
6 農林水産業費	3 農地費	農宮ほ場整備事業費	13,800
		揮発油税身替農道整備事業費	5,300

4 林業費	揮発油税身替林道事業費	5,760
計		130,436

第3表 債務負担行為補正

1 追加	事項	期限	限度額
追	昭和43年発生建設災害復旧工事	昭和44年度から昭和45年度まで	千円 6,658
	昭和44年発生建設災害復旧工事	昭和44年度から昭和45年度まで	8,998
	県立鳥取農業高等学校土地購入費	昭和44年度から昭和47年度まで	333,080

2 変更

補	事項	期限	限度額	補	事項	期限	限度額
	漁業近代化資金利子補給	昭和44年度から昭和60年度まで	千円 融資総額1,000千円を限度とし、各年度の融資残額の4/100に相当する金額	給	漁業近代化資金利子補給	昭和44年度から昭和60年度まで	千円 融資総額112,000千円を限度とし、各年度の融資残額の4/100に相当する金額

第4表 地方債補正

起債の目的	補正		前		補正		後	
	限度額	起債の方法	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
特別養護老人施設費	千円 30,000		%	千円 28,000		%		
精神薄弱者授産施設費	15,000			16,000				
計	595,000			594,000				

昭和44年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

昭和44年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,659千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ831,252千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	千円	千円	千円	
4 諸 収 入		118,996	2,639	121,635		
	貸付金元利	117,116	2,639	119,755		
	2 収 入					
歳 入	合 計	828,613	2,639	831,252		

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業近代化資金貸付事業費		千円 828,613	千円 2,639	千円 831,252
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	828,613	2,639	831,252
歳 出	合 計	828,613	2,639	831,252

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 中小企業近代化資金貸付事業費	1 中小企業近代化資金貸付事業費	中小企業高度化	千円 21,740
		資金	
	計		21,740

昭和44年度鳥取県立大山観光会館事業特別会計補正予算

昭和44年度鳥取県の県立大山観光会館事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,210千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,597千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び料		千円 36,555	千円 2,210	千円 38,765
	1 使用料	36,555	2,210	38,765
歳 入	合 計	47,387	2,210	49,597

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 大山観光会館事業費		千円 46,887	千円 2,210	千円 49,097
	1 大山観光会館事業費	46,887	2,210	49,097
歳 出	合 計	47,387	2,210	49,597

昭和44年度鳥取県営林事業特別会計補正予算

昭和44年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,566千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136,850千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		千円 48,076	千円 73	千円 48,149
	1 財産売却収入	48,075	73	48,148
3 繰入金		33,200	32,006	65,206
	1 一般会計繰入金	33,200	32,006	65,206
5 諸収入		12,493	487	12,980
	2 雑収入	1,936	487	2,423
歳 入	合 計	104,284	32,566	136,850

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営林事業費		千円 104,284	千円 32,566	千円 136,850
	1 職員費	20,020	73	20,093
	2 造林事業費	11,517	32,006	43,523
	3 保育事業費	65,901	487	66,388
歳 出	合 計	104,284	32,566	136,850

昭和44年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算

昭和44年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ360千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70,098千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 2,074	千円 143	千円 2,217
	1 一般会計繰入金	2,074	143	2,217
3 繰越金		6,211	217	6,428
	1 繰越金	6,211	217	6,428
歳 入	合 計	69,738	360	70,098

出 歳	款	項	補正前の額		補正額		計
			千円	千円	千円	千円	
1	事 業 費		57,817	360			58,177
		1 事 業 費	13,717	360			14,077
	出 歳	合 計	69,738	360			70,098

昭和44年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計補正予算
 昭和44年度鳥取県の有料道路三朝高原道路事業特別会計の補正予算は、
 次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
 後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正

入 歳	款	項	補正前の額		補正額		計
			千円	千円	千円	千円	
1	事 業 収 入		11,586	△2,156			9,430
		1 事 業 収 入	11,586	△2,156			9,430
2	繰 入 金		12,553	2,156			14,709
		1 一 般 会 計 繰 入 金	12,553	2,156			14,709
	入 歳	合 計	49,140	0			49,140

昭和44年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算
 (総則)

第1条 昭和44年度鳥取県営工業用水道事業会計の補正予算は、次に定め
 るところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 昭和44年度鳥取県営工業用水道事業会計予算(以下「予算」とい
 う。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区分)	(既決予定量)		(補正予定量)		(計)
	立方メートル	立方メートル	立方メートル	立方メートル	
(1) 年間給水量	10,136,800	338,310	10,475,110		
(2) 日野川工業用水道 建設事業工事費	47,500千円	△14,316千円	33,184千円		

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条本文中「90,501千円」を「23,607千円」に改め、同条
 に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)		(計)
	収	入	収	入	
第1款 工業用水道事業収益	31,333千円	66,282千円	97,615千円		
第1項 営業収益	31,322千円	1,643千円	32,965千円		
第2項 営業外収益	11千円	64,639千円	64,650千円		
	支	出			
第1款 工業用水道事業費	157,555千円	△4,100千円	153,485千円		
第1項 営業費用	66,657千円	△3,488千円	63,169千円		
第2項 営業外費用	90,928千円	△612千円	90,316千円		

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補
 正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

第1款 資本的収入	87,667千円	△14,316千円	73,351千円
第1項 企業債	31,000千円	△10,000千円	21,000千円
第2項 他会計からの長期借入金	40,957千円	△12,842千円	28,115千円
第3項 建設助成金	15,700千円	△4,500千円	11,200千円
第5項 出資	—	13,026千円	13,026千円
支 出			
第1款 資本的支出	87,667千円	△14,316千円	73,351千円
第1項 建設改良費	47,500千円	△14,316千円	33,184千円
(企業債の補正)			
第5条 予算第5条中「31,000千円」を「21,000千円」に改める。			
(一時借入金の補正)			
第6条 予算第6条中「51,000千円」を「41,000千円」に改める。			
(他会計からの補助金)			
第7条 工業用水道の経営健全化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、64,639千円である。			

昭和44年度鳥取県管理立事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和44年度鳥取県管理立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 昭和44年度鳥取県管理立事業会計予算(以下「予算」という。)

第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
境 外 港 地 区 埋 港 事 業 工 事 費	324,419千円	△136,319千円	188,100千円
(資本的収入及び支出の補正)			

第3条 予算第3条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	514,378千円	△57,770千円	456,608千円
第1項 企業債	286,000千円	△145,000千円	151,000千円
第3項 建設収入	10千円	240千円	250千円
第4項 土地売却代金	26,001千円	86,990千円	112,991千円
支 出			
第1款 資本的支出	514,378千円	△136,319千円	378,059千円
第1項 建設改良費	324,419千円	△136,319千円	188,100千円
(継続費の補正)			

第4条 昭和43年度鳥取県管理立事業会計予算中第4条継続費の総額及び年割額を次のとおり変更する。

款 項	事業名	総 額	年 度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	2,097,072千円	39年度	291,672千円
			40年度	305,062千円
			41年度	307,299千円

42年度	309,398千円
43年度	291,700千円
44年度	186,202千円
45年度	258,440千円
46年度	147,299千円

(企業債の補正)

第5条 予算第4条中「296,000千円」を「151,000千円」に改める。

(一時借入金)の補正)

第6条 予算第5条中「296,000千円」を「151,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第7条 予算第6条中「11,351千円」を「10,287千円」に改める。

昭和44年度鳥取県宮病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和44年度鳥取県宮病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 昭和44年度鳥取県宮病院事業会計予算(以下「予算」という。)

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業 収益	876,713千円	26,512千円	903,225千円	
第2項 医業外 収益	62,846千円	26,000千円	88,846千円	
第3項 看護婦養成所 収益	17,124千円	512千円	17,636千円	

支 出

第1款 病院事業 費用	926,816千円	13,798千円	940,614千円
第1項 医業 費用	872,747千円	13,286千円	886,033千円
第3項 看護婦養成所 費用	17,124千円	512千円	17,636千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的 収入	214,503千円	321,171千円	535,674千円	
第1項 出 資 金	71,731千円	41,945千円	113,676千円	
第5項 企 業 債	—	278,000千円	278,000千円	
第6項 助 成 金	—	1,226千円	1,226千円	

支 出

第1款 資本的 支出	216,503千円	321,171千円	537,674千円
第1項 建設 改良 費	34,557千円	321,171千円	355,728千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第6条中職員給与費を次のとおり補正する。

(科 目)	支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	413,504千円	13,798千円	427,302千円	

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
病院事業費に充当	278,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省、その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内	借入年度から2年すえ置き、じ後5年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えることができるものとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
取得する資産	土地	鳥取中央病院移転用地 鳥取市江津及び秋里
		67,795平方メートル